

沿岸広域振興局長告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年12月4日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大船渡綾里三陸線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町綾里字白浜109番2地先から字小石浜152番1地先まで	新	B 68.7~9.2 m	m 2,026.0
	旧	A 35.0~5.5	4,666.0
		B 68.7~9.2	2,026.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - イ 期間 令和2年12月4日から令和3年1月4日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 106号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市区界第1地割29番1地先から第2地割434番1地先まで	新	A 8.5~28.1 m	m 4,084.0
宮古市区界第1地割29番1地先から盛岡市築川第1地割78番5地先まで		B 13.8~120.2	4,478.0
宮古市区界第1地割57番24地先から第2地割434番1地先まで	旧	A 8.5~40.0	4,084.0
宮古市区界第1地割57番24地先から盛岡市築川第1地割78番5地先まで		B 13.8~120.2	4,478.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - イ 期間 令和2年12月4日から令和3年1月4日まで